

大学における積算授業の実態



(公社)日本建築積算協会 教育委員会委員長
広島工業大学 工学部 教授

川上 善嗣

1. はじめに

平素より建築積算士補認定校で教鞭をとっていただいている講師の皆様におかれましては、講義の実施、建築積算士補試験の実施他、多大なご支援をいただき深くお礼申し上げます。

今回は「教育」というテーマで本号が発刊されるにあたり、大学における建築積算授業の実態について私見を含めて報告させていただきます。ここ数年、建築積算協会教育委員会委員ならびに支部教育委員会の皆様のご協力により、現在約25の大学・大学校で建築積算の講義が開講され、建築積算士補の育成が行われています。

さらに小生が所属している広島工業大学でも「工学部建築工学科」、「環境学部建築デザイン学科」の両学科で「建築積算」の講義が実施されており、その内容についても言及します。

2. 大学の建築生産・施工系の科目として

新規開講の難しさと建築生産系科目の内容

建築積算は建築系学科の専門分野で大別するとおそらく建築生産・施工分野の科目となるでしょう。多くの皆様のご存じのように大学から提供される科目には必修科目と選択科目などがあり、その中から学生が取捨選択して履修を進めます。その必修科目、選択科目を合わせた開講科目の数は大学によって規定されており、さらに学科、またさらに建築施工系として開講できる科目数も決まっていることが現状です。

すなわち新しく「建築積算」という名の新規科目を開講するにあたっては、当該分野の科目をスクラップし、ビルドすることになります。現在、多くの大学で建築施工・生産系で開講されている科目名として「建築生産」、「建築施工」、「建築維持管理」、「建築測量」などがあり、さらに大学の特色を加えた科目が開講されています。これらに加えて「建築積算」という科目を新規に開講することは大変であり、幾つかの認定校では「建築生産」などの科目名で開講されることも伺っており、私

見ですが、この方法は今後の建築積算士補認定事業の展開に大きな可能性があると考えています。

一方、幾つかの大学において公開されている「建築生産」のシラバスを拝見すると、以下のように大別され、他の後続科目(建築施工など)や教員の専門性との関連があり、シラバスの直接的な評価はできかねますが、簡単に分類すると興味深い結果が得られました。

- ①建築生産工程に沿って仕上げ、設備、維持管理、解体まで説明しているシラバス
- ②動画などを用いた建設プロジェクトの紹介が中心であるシラバス
- ③工事契約から工程表の説明までが中心で、工程ごとの説明は少ないシラバス
- ④講義の途中から仮設計算などが実施されているシラバス

シラバス内のキーワードとしてはご存じのように「QCDSE*」が中心であり、特に品質や工程に関する内容が多く、コストに関する内容はVEを基本に「原価の低減」、「人員を少なく」などで留まっており、そのベースとなる数量、単価など見積積算に関する内容まで言及しているような情報やキーワードはほぼありませんでした(前述の建築積算の内容を実施しているシラバスは除く)。

この分野は学生に提供する情報が多く、また教える教員も、卒業後の一級建築士受験(建築施工科目)のため、多くのことを伝えたいという想いからどうしても広義の内容となっていると推察されます。

3. 建築積算士補の認定制度と

協会認定シラバスの概要、「建築積算」の内容

建築積算士補は「建築生産過程における工事費の算定並びにこれに付帯する業務に関し、基礎的知識を有するもの。」と定義(2009年本会資格制度委員会)され、2009年度からスタートした建築積算士補講座の大学・大学校での開講校数は、

* QCDSE: 建設や製造現場の施工管理における5つの重要な要素
[Q:Quality(品質)][C:Cost(原価)][D:Delivery(工期・納期)][S:Safety(安全)][E:Environment(環境)]

- 授業計画（公社）日本建築積算協会発行の「建築積算」を教科書として使用する。
「」内は、教科書「建築積算」の章番号

【第1回】 建築積算とは「1」、建築生産プロセスの概要と建築積算「2」、入札とは「3」	項目の精査の必要性 (現状に合わせて) 必須講義内容
【第2回】 積算業務の概要「4」、設計図書とは「5」 工事費の構成「6」	
【第3回】 建築コストにおける数量と単価「7」、内訳書とは「8」、建築数量積算基準「9」	
【第4回】 実習、数量の計測・計算（土工）「10」	
【第5回】 実習、数量の計測・計算（躯体）「12」 独立基礎、布基礎、基礎柱、基礎梁、柱	
【第6回】 実習、数量の計測・計算（躯体）「12」 大梁、小梁、床板、壁	
【第7回】 実習、数量の計測・計算（仕上）「14」 内部仕上	
【第8回】 仮設工事の積算「17」、設備工事の積算「18」 建築積算の応用分野「19」 LCC、VE、概算	
・・・・・・・・・・【第1回】～【第8回】 建築積算士補受験対象授業・・・・・・・・・・	
【第9回】 実習、数量の計測・計算（地業）「11」	認定校独自で講義内容の 構成が可能
【第10回】 実習、数量の計測・計算（仕上）「14」 外部仕上	
【第11回】 実習、数量の計測・計算（鉄骨）「13」	
【第12回】 実習、数量の計測・計算（開口部）「15」、（間仕切下地）「16」	

説明

①本シラバスは、大学等における半期2単位の授業で、1回当たり90分（1時間30分）を想定している。
②大学等において、2単位の総授業回数を15回で1回当たり90分（1時間30分）と定めている場合、標準シラバスの【第1回】から【第8回】まで（延720分）を下限とし、必要に応じて適切に内容を追加することとする。標準シラバスの【第9回】から【第12回】はその一例である。
③大学等において、2単位の総授業回数を14回で1回当たり100分（1時間40分）と定めている場合、対象授業数7回（延700分）を下限とし、標準シラバスの【第1回】から【第8回】までの内容を含むものとする。
A ④1回当たりの授業時間が②および③以外の場合は、延700分を下限として、標準シラバスの【第1回】から【第8回】までの内容を含むものとする。
⑤標準シラバスの【第1回】から【第8回】は、建築積算士補の試験範囲に対応した内容となっている。
⑥必要に応じて、サブテキストを使用する。（公社）日本建築積算協会の「建築積算士ガイドブック」および「建築コスト管理士ガイドブック」が参考となる。

図1 建築積算士補認定校となるためのBSIJ認定シラバス

2025年4月現在、前述のように25校となりました。現在もいくつかの大学に対して建築積算士補認定校となっただけのように支部教育委員の皆様が活動していただいています。

ここでは認定校となっただけのための本協会が認定したシラバス（以下BSIJ認定シラバスと呼びます）について概説します。まず重要なのは、

図1のAで囲んでいるように、700分（概ね8コマ程度）はBSIJ認定シラバスの内容を実施していただくこととなります。併せて残りの時間については各認定校独自の内容で開講していただくこととなります（建築積算士補の過去問題を教材として活用することも可）。

次に各大学・大学校等における「建築積算」の

講義内容について紹介(本部教育委員会でのヒアリング結果より)します。このBSIJ認定シラバスを認定校で開講する際に多くの講師の皆様は協会から発行されている教科書(緑本)と建築積算士補過去問集を、併せて講義はほぼ共通のPPT(協会から提供)で展開されていると伺っています。このことから教材としては共通化していると捉えることができます。一方PPTについても共通のPPTを使用して忠実に説明されていることも伺っており、個人的には講師の専門性を活かして展開してほしいと考えます。

具体的にはBSIJ認定シラバスにおいて各回の内容は20文字程度のキーワードのみ記述されており、各種資格の更新講習のように共通のPPTを忠実に説明するよう記述されていません。例えば民間企業などでの経験が豊富な講師におかれましては、4回から6回の講義では施工に必要な部材名や施工現場運営に必要な情報を提供することも考えられます。建築積算実務に携わっている講師におかれましては、専門用語の確認と基本的な数量計算のみを教授し、実務で必須となりつつある数量積算ソフトを用いた説明なども考えられます。また学生の関心を惹くためにも内訳書を活用し、コンクリートや合板などの単価のイメージやプロジェクト全体の原価のイメージを付与することなども考えられます。

大学に勤務されている講師におかれましては、建築材料、建築各種構造(基礎含む)分野の技術情報を横断的に復習する機会として有効であると考えます。

繰り返しになりますが、シラバス(BSIJ認定シラバスも同様)には享受してほしい最低限の内容が記述されており、講義内容に関する学生との契約事項です。魅力ある建築積算の講義とするためには、BSIJ認定シラバスの内容に加えて、講師の専門性を活かした情報が付与される内容で実施していただければと思います。

4. 大学によって授業内容は変わるのか？

BIM等授業のバリエーションは？

本節のテーマはさまざまな立場の方から頻繁に

問われる内容であり、私見を述べさせていただきます。

我が国の多くの大学の建築系学科は、文部科学省に提出する講義内容(シラバス)と建築士受験資格付与のため国土交通省関係機関に科目内容を提出し認定していただいています。一例として「(建築)構造力学」については広範な内容や基本的な内容、ある解析法に特化した内容などがあり、それぞれ当該分野の最低限の内容を包含しているものであれば問題ないのが現状です。

「建築積算」についても①「手拾いが中心の建築積算」、②「BIMまで利活用できる建築積算」、③「建築施工工程とリンクした建築積算」、④「仮定した単価を導入する演習付きの建築積算」、⑤「建築設計製図とリンクした建築積算」などが将来的に展開できると面白くなってくると思います。

小生が学生時代(1990年代バブル景気後半)に履修した「建築経済」という科目では「建築士が儲からない」「職人(大工、左官)の利益の出し方」「建設会社の社員の仕事単価は?」「不動産業界はものすごい」などの面白い記憶ばかりが残っています。「学生の印象に残るカネの話」というイメージがあり、もしかしたら建築コスト分野まで捉えると最先端の講義だったのかも知れません。

5. 広島工業大学における建築積算の講義

広島工業大学では、前述したように教育内容が少し異なる2学科で「建築積算」が開講されています。講義時間の多くはBSIJ中国支部教育委員長に担当していただいています。本学では14回の講義のうち9回目までは共通の内容で実施し、10回目に建築積算士補試験の実施となります。その後は学科で異なる内容を実施しています。

環境学部建築デザイン学科では、後続する科目として「建築積算演習」があり、建築積算ソフトを使用し、数量算出、内訳書の算出まで実施するため、その前段階として、読図から手拾いを行い、学生が積算ソフトに入力前の準備段階として活用しています。

工学部建築工学科では、昨年度は同じ規模の演習課題に対してグループごとに、S造またはRC



広島工大建築工学科 建築積算グループワーク風景

造で積算するための資料準備から数量の手拾い、内訳書までグループワークで実施しました。構法ごとに数量積算するための情報の不足や、細部の仕様の共有が不十分で、最終的には消化不良となっていました。本年度もグループワークを実施する予定としており、新しい内容を検討しています。

6. 最後に

小生のように民間企業で設計や施工に携わったことがない教員にとって「建築積算」という科目は(実務からの視点でなく)初年次からの建築一般構造、設計製図、構造力学、建築材料、RC造、S造などの専門知識を横断的に活用する科目として捉え、必ずや学生にとって知識の醸成ができる内容であると感じています。当ゼミは3年夏のゼミ配属直後から建築積算士2次試験問題を解くことで、既履修科目の復習教材として活用しています。

建築積算士補認定プログラムについてはBIJ認定シラバスならびに教材としての緑本、建築積算

士補の過去問、共通PPTなどの教材整備は十分であり、魅力的な講義となるために必要な最後のスパイスは講師の皆様のオリジナリティであると考えます。ぜひとも4節に述べたような「○○○な建築積算」の講義となり、当協会でも共有し、学生が○○大学の建築積算を履修してみたい、講師相互にオリジナル教材を共有が始まることを祈念しています。

また建築積算の実務経験がない大学教員におかれましては、これまでの専門分野の研究と合わせて、リスキリングとしての建築積算士、建築コスト管理士へのチャレンジも強くお勧めします。

大学における積算授業の実態

(公社)日本建築積算協会 建築積算士補評議委員会 委員長
学校法人ものづくり大学 理事長補佐/建設学科 教授

三原 斉



建築積算は、設計図や標準仕様書および特記仕様書に基づき、建築物完成までに必要な材料・数量・人件費・機械費等を詳細に計算し、工事全体の総費用を算出する重要な業務である。単なる見積書作成ではなく、工事の「原価」を正確に算出する建設プロジェクトにおいて極めて重要なプロセスである。

積算に必要な知識やスキルは、構造、意匠、設備図面を理解する建築図面の読解力を習得する必要がある。どの材料がどれくらい必要かを判断する建築材料・工法の知識も必要である。

積算に関係する専門資格としては、「建築積算士(建築積算士補を含む)」や「建築コスト管理士」が挙げられる。積算士補取得を目指す若者に対して、積算は実際に使用する材料や手間の量(技術的・客観的な物理数量)を積み上げていく原価計算であり、見積もりは、積算された原価をベースに建設企業としての利益や経費を上乗せして施主または事業主へ提示する金額であり、積算と見積もりの違いを理解しておくことも重要である。

大学における「建築積算士補」取得のための積算授業は、日本建築積算協会(BSIJ)が指定するカリキュラム(講座の総時間700分、BSIJ発行のテキスト使用が義務付け)に基づいて行われ、学生の即戦力化を目的とした実践的な内容が特徴である。

●建築コスト管理の基礎を学ぶ

ものづくり大学では、3年生80~100名に対して建設積算Ⅰを100分7回で計700分の講義を行い、8回目に試験を実施している。本学では、講義と演習(図面の拾い出しなど)を組み合わせ、試験合格を目指しながら、将来の建築コスト管理の基礎を学ぶ場となっている。

授業は、BSIJから派遣された職業能力開発総合大学の佐野豊x非常勤講師に行っていただいている。また建設積算Ⅱでは、他の非常勤講師により、木造住宅のコストに大きく関係する構造方法

について、安全性と経済性の観点から講義を行っている。ここでは、建設積算Ⅰの内容を応用して、壁量計算、バランス計算、N値計算の方法を修得し、安全で経済的な構造方法を学習する。また、空間構成と構造のバランスを考慮でき、木造構造計算の方法と内容を理解するものである。

●建築積算Ⅰ

建設積算Ⅰの授業の主な取組みとその内容は以下の通りである。

1. 授業の特徴とカリキュラム

認定カリキュラムの使用:BSIJ制定の標準シラバスに基づき、認定指定テキスト「建築積算」を用いて7回の授業が実施される。

実務的な講義内容は、①設計図面の解読・不整合の指摘、②建築数量の計測・算出(拾い出し)、③見積書の作成・評価、④建築資材・機材・工法の知識、⑤演習主体の構成:計算や図面からの「拾い出し」は、講義を聞くだけでなく、実際に図面を見て数量を計算する作業を伴うアプローチが多い。

2. 試験の実施と合格

BSIJ認定校であることから、指定単位を取得することで受験資格が得られ、試験も授業の延長で別日に実施している。試験は、BSIJが作成する約1,000問の公開問題から抽出された問題が使用され、本学のスケジュールに合わせて実施している。

合格率に関しては、各年度で異なり、試験内容は実務基礎レベルであることから、真面目に取り組めば合格しやすい。

3. 就職へのアプローチ

建築積算士補は、学生が在学中に取得できる資格として、就職活動時に履歴書に記載できる実利的な資格である。このことから、建築積算士補を取得後、将来的に「建築積算士」(本試験)の一次

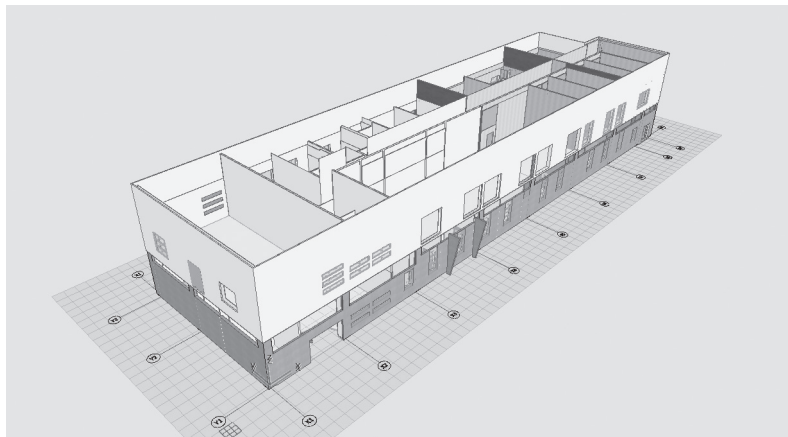


図1 BIMおよび実習Ⅰ・Ⅱ (Revitを活用したBIMを学習し、設計+施工+ファブリケーターによる積算に対する応用力を高める)



写真1 外装仕上および実習Ⅰ・Ⅱ (鉄骨工事+ALC工事+PCカーテンウォール工事の実大施工によるコラボレーションにより積算に対する応用力を育成する)



写真2 木造応用および実習 (柱四方転び・反り隅木入母屋造りの東屋の軸部の墨付け・刻み・組立により木造の積算に対する応用力を育成する)

試験免除や、受験料の半額支援など、将来のキャリア支援として位置づけている。

建築積算士補の取得は、建築設計分野や生産系の施工分野での就職希望者にとって、数量算出等のコストマネジメント能力があることを証明することができる。

4. 授業と資格取得のコラボレーション

本学では、建築積算講義と実大施工実習授業および資格取得のコラボレーションが三位一体となり、カリキュラムに活かされている(写真1・2、図1参照)。また、積算士補制度により、本学においては、卒業時の基礎知識修得を目指す位置づけとなっており、建築積算教育が定着しつつある。そして、建築積算士補試験で優秀な成績を取め

た学生が、BSIJから優秀賞などを受賞しており、毎年度学長から賞状を手渡されている。

●最後に

このようなことから、大学における建築積算士補取得のための授業は、単なる知識の修得にとどまらず、将来、建設プロジェクトにおいてコストと技術を融合させる専門的な人材を育成する場として機能しており、今後益々の進展と若者の社会での活躍が期待できる。

安全保障法制と セキュリティ・クリアランス

廣江 信行

キーワード

安全保障関連3文書

経済安全保障法制

セキュリティ・クリアランス



廣江 信行 (ひろえ のぶゆき)

廣江総合法律事務所 代表弁護士
(公社)日本建築積算協会 顧問弁護士・外部理事

1 はじめに

2026年2月8日、衆議院選挙がありました。与党が議席を大きく増やすことになり、憲法59条2項(「衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案は、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、法律となる。」)の要件についても、与党の議席数が充足しているため、衆議院での議決のみで法律を制定・改正することが可能になります。

政治的な信条にはさまざまな立場の方がいると思いますが、一定の世論の支持を得られたとして、日本の安全保障関連分野において、与党が想定以上のスピードで法改正を進めることが予想されます。そこで、建設業界ひいては建築積算業界への影響を検討するために、いままでの安全保障に関する法令や重要文書の内容を整理したうえで、経済安全保障分野における予想される法改正等について解説していきたいと思えます。

2 安全保障関連3文書について

安全保障において、重要といわれる「安全保障関連3文書」があります。これは、日本の安全保障政策の指針となる「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」、「防衛力整備計画」の3つの文書を指します。これらは、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境や新たな戦い方の顕在化を背景に、2022年12月に策定または改定されています。

あまり馴染みがないものですが、日本の安全保障という観点からは非常に重要な文書です。内閣府と防衛省のサイトにアップロードされているため容易に入手可能ですのでご覧いただければと思います。これらの3文書の概要は次のとおりです。

【安全保障関連3文書の概要】

(1) 国家安全保障戦略 (NSS)

日本の国家安全保障に関する最上位の政策文書です。外交、防衛、経済安全保障、技術、サイバー、情報など、安全保障に関連する諸分野の政策に対し、戦略的な指針を与えます。

- 基本原則：専守防衛や非核三原則などの平和国家としての基本方針を堅持しつつ、日米同盟を基軸とし、同志国との連携を重視します。
- 目標：主権・独立の維持、国民の生命・財産の確保、経済成長を通じた繁栄の実現などを掲げています。
- アプローチ：総合的な国力(外交力、防衛力、経済力、技術力、情報力)を活用します。具体的には、外交による平和的環境の創出に加え、防衛力の抜本的強化、日米同盟の深化、同志国との連携、経済安全保障の促進などが挙げられます。

(2) 国家防衛戦略 (NDS)

これまでの「防衛計画の大綱」に代わるもので、防衛の目標を設定し、それを達成するためのアプローチと手段(防衛力の在り方)を示した文書です。

- 目標：力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境の創出、現状変更の試みの抑止・対処、侵攻が生じた場合の阻止・排除などを掲げています。
- アプローチ：以下の3点を柱としています。
 - ①我が国自身の防衛体制の強化：相手の能力に着目した防衛力の抜本的強化と、国全体の防衛体制の強化。
 - ②日米同盟の抑止力と対処力の強化：役割・任務・能力の議論深化や共同対処基盤の強化。
 - ③同志国等との連携強化：オーストラリア、インド、英仏独伊、韓国などとの多層的な協力。
- 防衛力の強化：「スタンド・オフ防衛能力」、「統合防空ミサイル防衛能力」、「無人アセット防衛能力」など、7つの重要分野における能力強化を重視しています。また、反撃能力(敵基地攻撃能力)の保有についても明記されました。

(3) 防衛力整備計画 (DBP)

これまでの「中期防衛力整備計画」に代わるも

ので、保有すべき防衛力の水準と、それを達成するための中長期的な整備計画(経費総額や主要装備品の数量など)を示した文書です。

- 予算規模：2023年度から2027年度までの5年間で、防衛力整備の水準を約43兆円としています。
- 重点分野への投資：スタンド・オフ・ミサイル(長射程ミサイル)の量産・取得、イージス・システム搭載艦の整備、無人機(UAV)の導入、宇宙・サイバー・電磁波領域の能力強化などが盛り込まれています。
- 持続性・強靱性の強化：弾薬や誘導弾の確保、装備品の可動率向上(部品不足の解消)、防衛施設の地下化や構造強化など、継戦能力を高めるための対策に重点が置かれています。
- 防衛生産・技術基盤の強化：防衛産業を「防衛力そのもの」と位置づけ、サプライチェーンの強靱化や製造工程の効率化などを支援します。

3 安全保障関連3文書の改定について

与党は2026年の政権公約において、安全保障関連3文書を年内に改定する方針を明確に示しています。その公約(令和8年/2026年)に基づくと、改定の主な理由と方向性は以下の通りです。

- ①3文書改定の明記：現行の3文書策定以降に明らかとなった課題を踏まえ、「本年中に国家安全保障戦略を含む『三文書』を改定し、新たな時代に対応した防衛体制を構築する」としています。
- ②改定の背景：具体的な理由として、「新しい戦い方」への対応、継戦能力(戦闘を継続する能力)の確保、および太平洋側での活動への対応の重要性が挙げられています。
- ③経済安全保障の統合：新たに「経済安全保障戦略」を早急に策定し、その主旨を次期「国家安全保障戦略」に盛り込む方針も示されています。
- ④防衛装備移転の見直し：関連する政策として、防衛装備移転三原則の運用指針における「5類型」の撤廃や、装備移転の積極的な推進も掲げられています。

4 経済安全保障について

2024年から2025年にかけて話題になったため、ご存知の方も多いと思いますが、本連載でもご紹介できなかったため、改めて法律制定の経緯について説明させていただきます。

経済安全保障に関連する法律は、主に2022年に成立した「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(経済安全保障推進法)」と、2024年に成立した「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(重要経済安保情報保護活用法)」の2つが中核となっています。

以下に現状の内容を解説しますが、その後に、2026年時点での検討状況に基づく今後の改正の方向性を説明します。

【経済安全保障推進法(2022年成立)】

経済安全保障を推進するための中心的な法律で、以下の4つの柱で構成されています。

①特定重要物資の安定的な供給の確保

国民生活や経済活動に不可欠な物資(半導体、蓄電池、重要鉱物、医薬品など)を「特定重要物資」として指定し、民間企業の生産基盤強化や備蓄、代替素材の開発などを国が支援します。

②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保

電気、ガス、鉄道、金融、通信など15分野(一般港湾運送事業を含む)の重要設備について、外部から妨害行為を受けないよう、設備の導入や維持管理の委託を行う際に国が事前審査を行います。

③先端的な重要技術の開発支援

宇宙、海洋、量子、AIなどの重要技術について、官民が連携して研究開発を推進するための資金支援(K Programなど)や情報共有の枠組みを提供します。

④特許出願の非公開

安全保障上、極めて機微な発明(核技術や最新鋭の武器技術など)について、特許を公開せず、情報流出を防止する制度です。

【重要経済安保情報保護活用法(2024年成立・2025年5月施行)】

これがいわゆる「セキュリティ・クリアランス(適性評価)」制度を定めた法律であり、建設業界・建築積算業界への影響が大きいと予想されます。この制度は、経済安全保障上の重要な情報(重要経済安保情報)を保護・活用するための仕組みです。特定秘密保護法

の経過措置などもありますし、既に評価を受けている方もいますが、これから対応が必要になる方もいると予想されますので、簡単にご紹介させていただきます。

(1) 制度の概要

セキュリティ・クリアランス(適性評価)とは、政府が保有する安全保障上重要な情報(重要経済安保情報)にアクセスする必要がある者に対し、国が調査を行い、「情報を漏らすおそれがない」という信頼性を確認した上で、その取扱いを認める制度です。

- 目的：重要インフラやサプライチェーンに関する情報の漏えいを防止し、国と国民の安全を確保するとともに、官民での情報共有を促進することです。
- 取扱者の制限：重要経済安保情報の取扱業務は、適性評価によって信頼性が確認された者(クリアランス保有者)に限定されます。
- 有効期間：適性評価の有効期間は10年です。

(2) 対象となる情報(重要経済安保情報)

行政機関の長が指定する以下の条件を満たす情報です。

1. 重要経済基盤保護情報：重要インフラ(基盤公共役務)や重要物資のサプライチェーンに関する情報。例：サイバー攻撃への対応策、サプライチェーンの脆弱性情報、革新的な技術に関する情報など。
2. 非公知性：公になっていない情報であること。
3. 秘匿の必要性：漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあり、特に秘匿が必要であること。

(3) 適性評価の調査内容(複数項目)

適性評価では、おおよそ以下の各事項について調査が行われます。これはあくまで一般的な人格や能力を評価するものではなく、制度上の調査項目になります。

1. 重要経済基盤毀損活動との関係：スパイ活動やテロ活動等との関わり(家族・同居人の氏名・国籍等も含む)。
2. 犯罪及び懲戒の経歴：犯罪歴や職場での懲戒処分歴。
3. 情報の取扱いに係る非違の経歴：過去の情報漏えいやルール違反など。
4. 薬物の濫用及び影響：違法薬物の使用歴など。
5. 精神疾患に関する事項：情報を適正に取り扱

う能力に影響する精神疾患の有無。

6. 飲酒についての節度：飲酒によるトラブルや業務への支障。
7. 信用状態その他の経済的な状況：過度な借金や経済的な困窮状況など。

(4) 適性評価の手続について

適性評価は、対象者の同意を前提として実施されます。

1. 対象者の選定と告知：行政機関や適合事業者（後述）が、情報を取り扱う予定の者を選定し、制度について説明（告知）します。
2. 同意書の提出：対象者は、調査を受けることに同意する場合、同意書を提出します。同意は任意であり、強制されることはありません。また、結果が出るまではいつでも撤回可能です。

3. 調査の実施

質問票の提出：対象者が自身の経歴や資産状況等を記入します。

身辺調査：内閣総理大臣（内閣府）等による調査が行われます。必要に応じ、上司や知人への聞き取り、警察・医療機関・金融機関等の公的機関への照会が行われます。

4. 評価と通知

行政機関の長が調査結果に基づき「漏らすおそれがない」かどうかを評価・決定します。

結果は本人に通知されます。不認定の場合でも、原則としてその理由が通知されます。

5. 誓約書の提出：クリアランスが付与された場合、法令遵守や漏えい防止を誓約する書面を提出します。

(5) 民間事業者（適合事業者）の関与

民間企業が重要経済安保情報を取り扱うためには、次のように、まず企業自体が「適合事業者」として認定される必要があります。

1. 適合事業者の認定：情報保護のための設備（入退室管理やサイバーセキュリティ対策等）や社内規定を整備し、国の認定を受けます。
2. 契約：国と適合事業者の間で、情報の提供や保護に関する契約を結びます。
3. 従業員のクリアランス：適合事業者の従業員が情報を取り扱う場合も、国の適性評価を受ける必要があります。

(6) 個人情報の保護と権利

セキュリティ・クリアランスは個人情報や差

別との関係で問題を生じる可能性がある制度なので、次の点に留意が必要です。

- 目的外利用の禁止：適性評価で得られた個人情報や、情報の保護以外の目的（人事評価や不利益な扱いなど）に利用することは法律で禁止されています。
- 不利益取扱いの禁止：同意しなかったことや、調査結果を理由として、解雇や不当な配置転換などの不利益な扱いをすることは禁止されています。
- 苦情の申出：評価結果や調査方法に不服がある場合、行政機関の長に苦情を申し出ることができます。

5 経済安全保障法制の今後の改正・見直しの方向性と建設・建築積算を含む関連産業への影響

最近報道されているとおり、2026年1月に出された経済安全保障法制に関する有識者会議の提言や、自民党の政権公約に基づき、経済安全保障推進法の改正および新制度構築に向けた検討が加速していますが、以下においては、「経済安全保障法制の改正」と「建設・土木・建築積算業界への影響」を中心に予想してみたいと思います。

(1) 経済安全保障法制の改正の主要ポイント

- ① サプライチェーン強靱化の対象拡大（モノから役務へ） 従来の特重要物資に加え、その供給や機能発揮に不可欠な役務（サービス）も支援対象に追加されます。具体的には、重要物資の輸送（海運）、海底ケーブルの敷設・保守、人工衛星の打上げ、クラウドプログラムの提供などが想定されています。また、民間事業者任せにせず、供給途絶の予兆がある場合、国が事業者に対して状況把握や計画作成の促進、必要な協力を求められる仕組み（プッシュ型の働きかけ）を法律上明記する方向で検討されています。
- ② 基幹インフラ制度の対象拡大 国民生活の基盤として重要性が高い医療を、基幹インフラ制度の対象（16番目の分野）に追加する検討が進んでいます。医療DXの中核となる機関（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構）や、高度な医療を提供する病院の電子カルテシステムなどが、サイバー攻撃等からの防護対象となります。
- ③ 海外事業の展開支援（新制度） 国内中心だった

支援を海外へ拡大します。同志国やグローバルサウスとの連携強化のため、国際的な輸送網や重要技術の海外拠点など、経済安保上重要な海外事業に対し、政府がリスクの一部(劣後出資等)を引き受ける新たな支援の枠組みが創設されます。

- ④民間データの保護強化(データセキュリティ) デジタル社会の基盤となるデータセンターやクラウドサービスについて、大量のデータや機微なデータが外部からの攻撃や流出のリスクに晒されないよう、事業者登録やリスク管理措置、インシデント報告等を求める新たな規律が検討されています。
- ⑤戦略の策定と体制強化 自民党は新たに経済安全保障戦略を策定し、次期国家安全保障戦略にその主旨を盛り込む方針を示しています。また、外交・防衛・経済・技術の知見を結集し、政府の政策立案を支える総合的な経済安全保障シンクタンクの創設が進められます。

(2) 建設・土木・積算業界への影響

これらの法制度の動向によって、建設・建築・土木・建築積算業界に対しては、特需(ビジネスチャンス)と規制強化(セキュリティ対応)の両面で、変化が生じます。

- ①防衛施設・インフラ整備による特需
 - 防衛力整備計画(2023年度から2027年度)等に基づき、強靱化関連の建設需要が増加しますし、既に関連する案件を受注しているケースも多いです。
 - ・防衛施設の強靱化(約4兆円規模)：主要司令部の地下化、施設の構造強化(耐震・防護性能付与)、および電磁パルス(EMP)攻撃対策などが進められます。
 - ・火薬庫の増設：長射程ミサイル等の弾薬を保管するため、自衛隊施設内に火薬庫を増設・新設する工事(約0.2兆円)が集中します。
 - ・重要インフラの機能強化：シェルター整備や、有事の利用を想定した空港・港湾の滑走路延長・岸壁強化などの特定利用空港・港湾の整備が進められます。
- ②セキュリティ・クリアランス(適性評価)の普及
 - 我々の業界にとって重要な影響が生じることが予想される制度です。
 - ・情報の機密性：防衛施設や重要インフラ(電力、通信、空港等)の詳細な図面、構造計算書、積算データは、漏えいが安全保障に支障を与える情報(重要経済安保情報)に指定される可能性があります。

- ・適性評価と適合事業者：これらの情報にアクセスする設計者、積算担当者は、国による身辺調査(犯罪歴、借金、薬物等)を受け、適性評価(クリアランス)を取得する必要があります。また、企業自体も情報保全措置を講じた適合事業者として認定されることが、入札参加の条件となるケースが増加することが予想されます。
- ③サプライチェーン・リスクとサイバー対策
 - ・設備・建材の審査：基幹インフラ建設において、導入する制御システムや設備に特定国(懸念国)の影響を受けた製品が含まれていないか、事前の届出と審査が厳格化される可能性があります。安価な海外製品が使用不可となるリスクがあるので注意が必要です。
 - ・サイバーセキュリティ：積算データや図面を扱う社内ネットワークに対し、政府基準のセキュリティ対策が求められます。下請け企業とのデータ共有においても同等の管理が必要になってくる懸念があります。

6 終わりに

2026年は、安全保障関連3文書の改定と経済安保法制のアップデートが重なる転換点となり、来年以降には、戦後日本における安全保障上の危機が最も高まる時代に突入するわけですが、そのラストイヤーであるため、大変な準備が必要になります。

受注案件もより防衛施設だけでなく、データセンターや病院等についても、よりハイスpekなものに変化してくることが予想されます。

また、セキュリティ・クリアランス制度が定着すると、クリアランス保有技術者を抱える企業(適合事業者)でなければ、防衛省や重要インフラの核心部分(地下司令部、制御室等)の工事に入札できなくなるケースも増えるため、セキュリティ対策コストやクリアランス維持コストを適切に見積もり、転嫁できるかどうか、企業の利益率に影響してきますので、積算業界においても注意が必要になります。

従前から、我々の業界では、建設物価の上昇、人手不足などの問題も山積みで、BIM対応、生成AIへの対応など、検討事項が多いのですが、今後は、いままで以上に、安全保障の要となる施設を物理的に構築する重要産業とみなされ、同時に機密情報を扱う産業としての高度な情報管理体制が要求される最先端の業界に変わっていくこととなります。